

平成21年10月16日  
号外第5号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

### 規 則

○秋田県財務規則の一部を改正する規則（52・財政課）…………… 1

## 規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年十月十六日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第五十二号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一百八条第二号中「県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例」を「県議会議員の議員報酬等に関する条例」に改め、同条第三号中「教育長の給与および旅費等に関する条例（昭和三十四年秋田県条例第二十二号）」を「教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）」に改める。

別表第二の二第九十九号の四を次のように改める。

九十九の四 汚染土壌処理業許可申請手数料

別表第二の二中第三百八号を第三百十二号とし、第三百三号から第三百七号までを四号ずつ繰り下げ、第三百二号を第三百三号とし、同号の次に次の三号を加える。

三百四 年少射撃資格認定手数料

三百五 年少射撃資格認定証の書換え又は再交付手数料

三百六 年少射撃資格認定講習手数料

別表第二の二中第三百一号を第三百二号とし、第三百号を第三百一号とし、第二百九十九号を第三百号とし、第二百九十八号を削り、第二百九十七号を第二百九十九号とし、第二百九十六号を第二百九十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百九十八 猟銃操作及び射撃技能講習手数料

別表第二の二中第二百九十五号を第二百九十六号とし、第二百九十四号の次に次の一号を加える。

二百九十五 認知機能検査申請手数料

### 附 則

この規則は、平成二十一年十二月四日から施行する。ただし、別表第二の二第九十九号の四の改正規定は秋田県土壌汚染対策法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定に係る汚染土壌処理業許可手数料徴収条例（平成二十一年秋田県条例第六十九号）の施行の日から、第一百八条の改正規定は公布の日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号